仕度ニ付橋ヲ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
三月[illegible]

一
[illegible]
永代橋請願人源川[illegible]
神田[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1
ガラス使用

中書取右之付今日　御当而様ニ御紙
上ニ付代照上ニ以上

永代橋

寅青七日

同

請負人

名主

神田川常波并永代橋更負人

清水新浅化出仕為金手紙以上有

本伺ニ書付

書面伺之照ニ付寄ニ御書付

其要ニ

成宮

神田川不通

三橋以前無

長原茂助

神田川常波并永代橋更負人神田

神田川常澄并歴代様史有多人代之外仕所書

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』 請求記号 809-1
ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

二月

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

一

巻上中説文之事

私共船持仲間武拾人新大橋出来之砌ゟ役船
相勤来り中ハ此度ハ橋ハ取払ニ成仰付ハ就深川
ハ船荒前所惣会場同来成下所半七名ニ八郎馬
八左馬弥会場又人ハ頼中上ニ成下重新之自分橋ニ成
仰付ハ依之私共ハ請負役船向後御用ニ無作ニ付
両国橋之方江増ハ役船ニ成仰付新大橋東西揚場

只今迄之通船稼場法渡之法下並此樣之上如
数年無恙相勤来此段法如時日夜法伺之上今日
法日出願之通法仰付難有仕合之事様法役船
法請願之後者只今迄勤来り此通無相違出大海水
之節者両國橋江相詰御答答次第防方相御也
積送り諸見分之船者無異後相勤一中旨法仕渡
事最後者両國橋法役船亡拾人之者与勤方弁

船稼場未定義糴合不申樣之相嘈一中此若相省
候ハ何分之曲事ニ義可法仕付此為存御
請願達判説文答上申此仍如件

延享元年子七月廿一日

水練金蔵印
同 治郎印
同 三之丞印

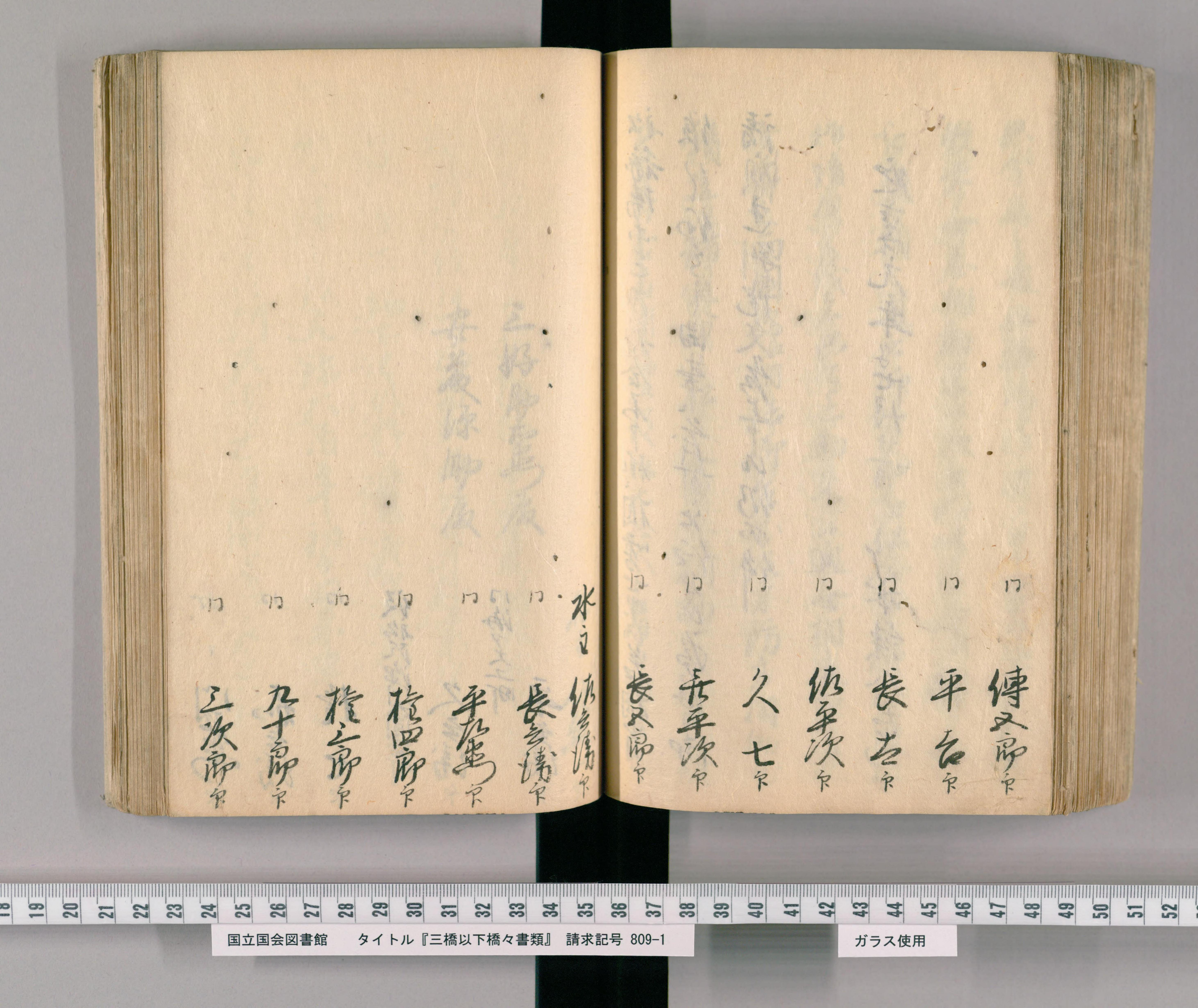

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1
ガラス使用

三好肥太郎殿
安藤源肥殿

名主 八郎 印

同 川太郎 印
同 加兵衛 印
同 橙 七 印
役 松民源川六間橋所
久兵衛 印
同 海ア大工所
平兵衛 印

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』 請求記号 809-1
ガラス使用

新大橋東之方拘揚場之事出橋増設船之者
船掃往作綫日所橋留所得行事源之來出敷中上
作綫之身右場所之綫御尋出敷作者左之中上作
一新大橋之綫元祿六酉年初之出來作元水路
為出手當日所元所六百場所急之所在作船拘

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1
ガラス使用

一寛延三年午年右橋東廣小路江戸川渡
詰文字等之事
一寛延三年午年右橋東西ニ有之候
橋掛橋ニ而ハ無之候得共公儀御入用ニ而
普請被仰付候ニ付御入用之内ニ而
新大橋ニ不及右勤方ニ付右勤方ニ
而ハ無之候得共公儀御入用ニ而
普請被仰付候ニ付御入用之内ニ而
延享元子年新大橋町橋ニ不及右勤方ニ
付本銭遣不仕候得共公儀御入用ニ而
普請被仰付候ニ付御入用之内ニ而
新大橋東西橋掛橋ニ而ハ無之候得共
公儀御入用ニ而普請被仰付候ニ付

為勝成地橋請負人左江所下並作變右
掏揚場七百之所忘法除地後有之並之
役船之者船拵仕来中作別地後説文写
若上中作
右中上作並橋留所所家之相成分中作前分
右場所之百船拵仕役船相勤来作候之所庭作

祈古橋[illegible]
御留

[illegible]

祈古橋西捨[illegible]南[illegible]
中抗[illegible]
祈[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

去橋筋所地先ニ縁ニ以前ハ橋筋所地橋
場ニ成置ニ中縁ニ本存ハ此段御尋ニ付
中上ハ訳上

亥
二月

取扱
清水ニ雲場
日
家城菅蔵

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』 請求記号 809-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

御所御下 [illegible]

宝永七戌年 三百十六日

[illegible]

御書[illegible]様

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』 請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

一

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

一同敷地之内ニ新規ニ
一同敷地之内ニ別ニ
右之外無断新築又ハ
畜舎并ニ其外無断上屋
一雨雪之節南角ニ
掛ケ
同敷地之内南角ニ
同敷地之内南角ニ

右掛渠新築又ハ
変更并ニ無断ニ
変更并ニ無断上屋
差免候上
申候也

[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

御峯新所様

口　　保[illegible]所
　　[illegible]八所
金[illegible]　　[illegible]所
口　　長八所

大川橋更負件男之門并八名家[illegible]上[illegible]書付
[illegible]

源川[illegible]町
[illegible]八店
大川橋[illegible]人
[illegible]人
[illegible]人